

災害ボランティアの派遣

自宅の後片付けや荷物の運び出しなどでお困りの人はご利用ください。費用は無料です。

■依頼方法

七尾市災害ボランティアセンター(☎58-3953)までお電話ください。

■受付時間

9:00~16:30(土・日、祝日を含む)

■利用にあたってのお願い

- ・専門的、技術的な作業(重機の操作や大作業など)や、危険を伴う作業(屋根の上での作業など)は、ご要望にお応えできないことがあります。
- ・集まったボランティアの人数や天候によっては、すぐに対応できないことがあります。
- ・ボランティアへの食事の用意などは不要です。

問 七尾市災害ボランティアセンター ☎58-3953

保育園・認定こども園の保育料減免

地震で被害を受けた子育て世帯を対象に保育料を減免します。減免を受けるには手続きが必要です。

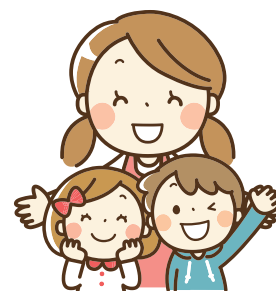
■減免となる場合

- ・り災証明書が発行された場合(判定内容は問いません)
- ・保護者などが失業などの理由で、世帯の所得が著しく減少した場合
- ・地震により登園できなかった場合

■対象期間

1月分から3月分まで

問 子育て支援課 ☎53-8419



児童扶養手当の特例措置

所得制限により児童扶養手当の支給が停止されている人で、地震により住宅や家財などに大きな被害を受けた場合、所得制限が解除され全部支給となる特例措置が受けられることがあります。ただし、令和6年の所得が、翌年になり全部支給限度額以上と判明したときは、支給した手当を返還していただくこととなります。

■対象となる人

住宅や家財、その他の財産に、おおむね2分の1以上の損害を受けた人
※り災証明書、被災状況書の提出が必要です。

■対象期間

令和6年1月から令和7年10月までの手当

問 子育て支援課 ☎53-8445

国民年金保険料の特例免除

地震の被害により保険料の納付が困難な人は、保険料の免除制度を受けられる場合があります。詳細はお問い合わせください。

■対象となる人

住宅や家財、その他の財産に、おおむね2分の1以上の損害を受けた国民年金第1号被保険者(20歳以上60歳未満の自営業者、農業者、学生、無職の人など)

問 市民課 年金・おくやみコーナー ☎0120-770-372
七尾年金事務所 ☎53-6511